

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
エチオピア	遠隔地教育機材整備計画のため の贈与に関する日本国政府とエ チオピア連邦民主共和国政府 との間の交換公文	遠隔地教育機材整備計画を実施する ために必要な役務の供与 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	236,000千円 H15.2.6まで	H14.2.7 アデイス ・アベバ で (同日)	日本側 庵原宏義在エチオ ピア大使 エチオピア側 ムル・ケ ツエラ財務・経済開発省 国務大臣	H14.6.7 241号
エチオピア	エチオピア連邦民主共和国政府 に対する贈与に関する日本国 政府とエチオピア連邦民主共 和国政府との間の交換公文	エチオピアの経済改善努力推進及び債務問 題を含むエチオピアの経済困難緩和に寄与するた め、同政府の閣僚が合意する生産物及び役務を購 入するための資金を贈与すること。	1,500,000千円 -----	H14.3.13 アデイス ・アベバ で (同日)	日本側 庵原宏義在エチオ ピア大使 エチオピア側 ムル・ケ ツエラ財務・経済開発省 国務大臣	H14.7.8 291号
エチオピア	食糧増産援助に関する日本国政府 とエチオピア連邦民主共和国 政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその 輸送に必要な役務の供与	500,000千円 H15.3.31まで	H14.4.12 アデイス ・アベバ で (同日)	日本側 手塚義雄在エチオ ピア臨時代理大使・ エチオピア側 ムル・ケ ツエラ財務・経済開発省 国務大臣	H14.8.21 361号
エチオピア	第二次幹線道路改修計画のため の贈与に関する日本国政府とエ チオピア連邦民主共和国政府 との間の交換公文	第二次幹線道路改修計画を実施するために必要な 1. 道路の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	3,380,000千円 (H14年度 676,000千円) アデイス H15.3.31まで (H15年度 1,352,000千円) H16.3.31まで (H16年度 1,352,000千円) H17.3.31まで	H14.5.17 アデイス ・アベバ で (同日)	日本側 手塚義雄在エチオ ピア臨時代理大使 エチオピア側 ムル・ケ ツエラ財務・経済開発省 国務大臣	H15.2.13 37号
エチオピア	エチオピア連邦民主共和国政府 に対する贈与に関する日本国 政府とエチオピア連邦民主共 和国政府との間の交換公文	エチオピアの経済の構造改善努力推進及び債務問 題を含むエチオピアの経済困難緩和に寄与するた め、同政府の閣僚が合意する生産物及び役務を購 入するための資金を贈与すること。	1,000,000千円 -----	H15.2.12 東京で (同日)	日本側 川口順子外務大臣 エチオピア側 セヨウム ・メスフイン外務大臣	H16.6.11 247号
エチオピア	食糧援助に関する日本国政府と エチオピア連邦民主共和国政府 との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	1,000,000千円 H16.3.3まで	H15.3.4 アデイス ・アベバ で (同日)	日本側 庵原宏義在エチオ ピア大使 エチオピア側 ムル・ケ ツエラ財務・経済開発省 国務大臣	H16.6.11 252号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

エチオピアとの無償資金協力取極一覧

エチオピアとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エチオピア	第二次遠隔地教育機材整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とエチオピア連邦民主共和国 政府との間の交換公文	第二次遠隔地教育機材整備計画を実施するに必 要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	196,000千円 H16.11.17まで	H15.11.18 アディス アベバで (同日)	日本側 泉堅二郎在エチオ ピア大使 エチオピア側 ムル・ケツ エラ財務・経済開発省国 務大臣	H16.10.1 635号
エチオピア	エチオピア連邦民主共和国政府 に対する贈与に関する日本国政 府とエチオピア連邦民主共和国 政府との間の交換公文	エチオピアの経済の構造改善努力推進及び債務問題 を含むエチオピアの経済困難緩和に寄与するため、同 政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入する ための資金を贈与すること。	500,000千円 -----	H15.12.19 アディス アベバで (同日)	日本側 泉堅二郎在エチオ ピア大使 エチオピア側 ムル・ケツ エラ財務・経済開発省国 務大臣	H16.9.16 600号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。